

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連(JBLSF)

寄附金規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟は、本連盟が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるために、この規程を制定する。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは寄附者が、本連盟が行う公益目的事業及び法人運営に充てるため、反対給付を受けることなく寄附する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等で金銭以外のものをいう。

(寄附金の募集)

第3条 本連盟は寄附金を募ることができる。

2 用途が特別に指定されている寄附金または寄附物品等は、寄附者の指定に従い使用する。

3 用途が限定されていない寄附金については、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、本連盟の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、その場合であっても管理費として使用できるのは寄附金額の50%以下とする。用途が限定されていない寄附物品等についても同様とする。

(情報公開)

第4条 本連盟が受領する寄附金については、公益財団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第5条 寄附金に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、2015年(平成27年)9月28日から施行する。